

屋外広告物とは？

1

屋外広告物に係る制度

○屋外広告物法

○山梨県屋外広告物条例

○山梨県屋外広告物条例施行規則

○各種告示



規定

2

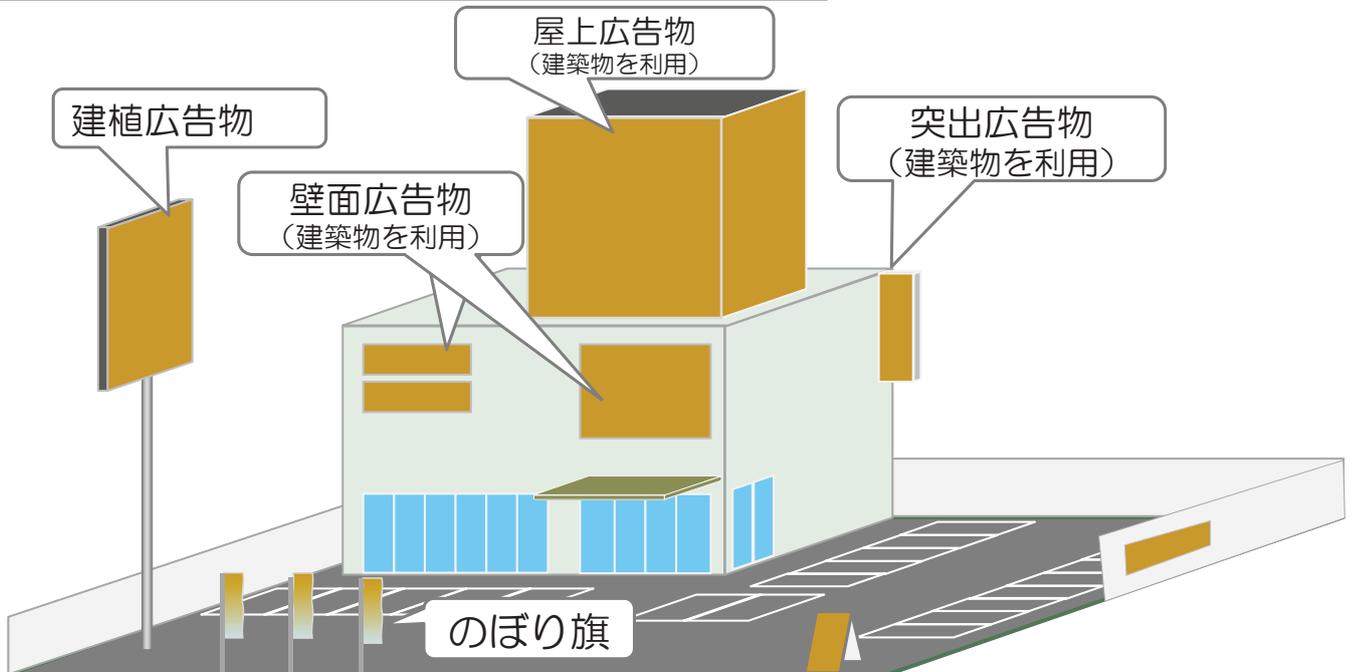
屋外広告物法及び条例の目的

- ① 「良好な景観の形成・風致の維持」
- ② 「公衆に対する危害の防止」

を目的とした規制

3

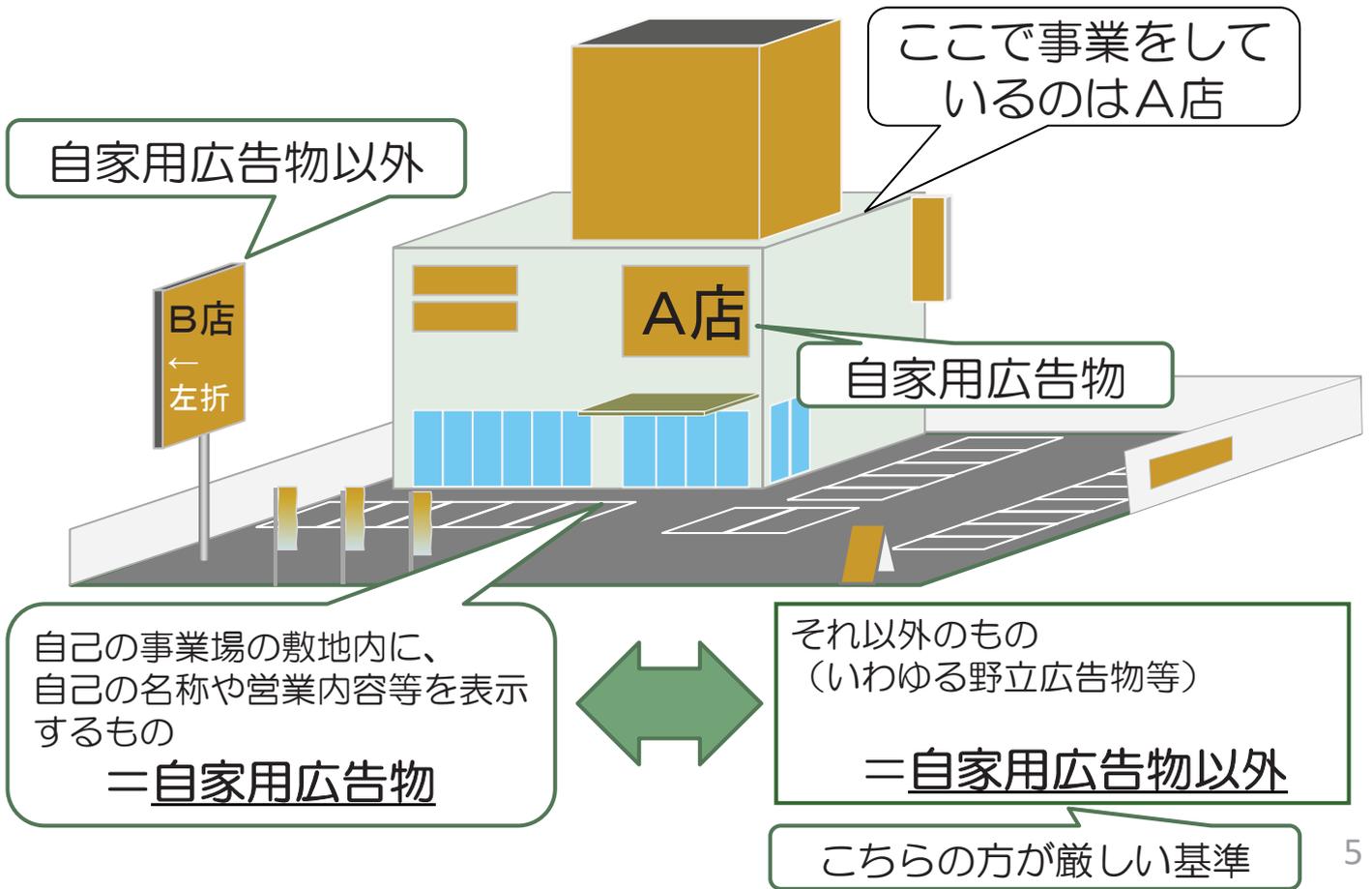
代表的な屋外広告物の事例



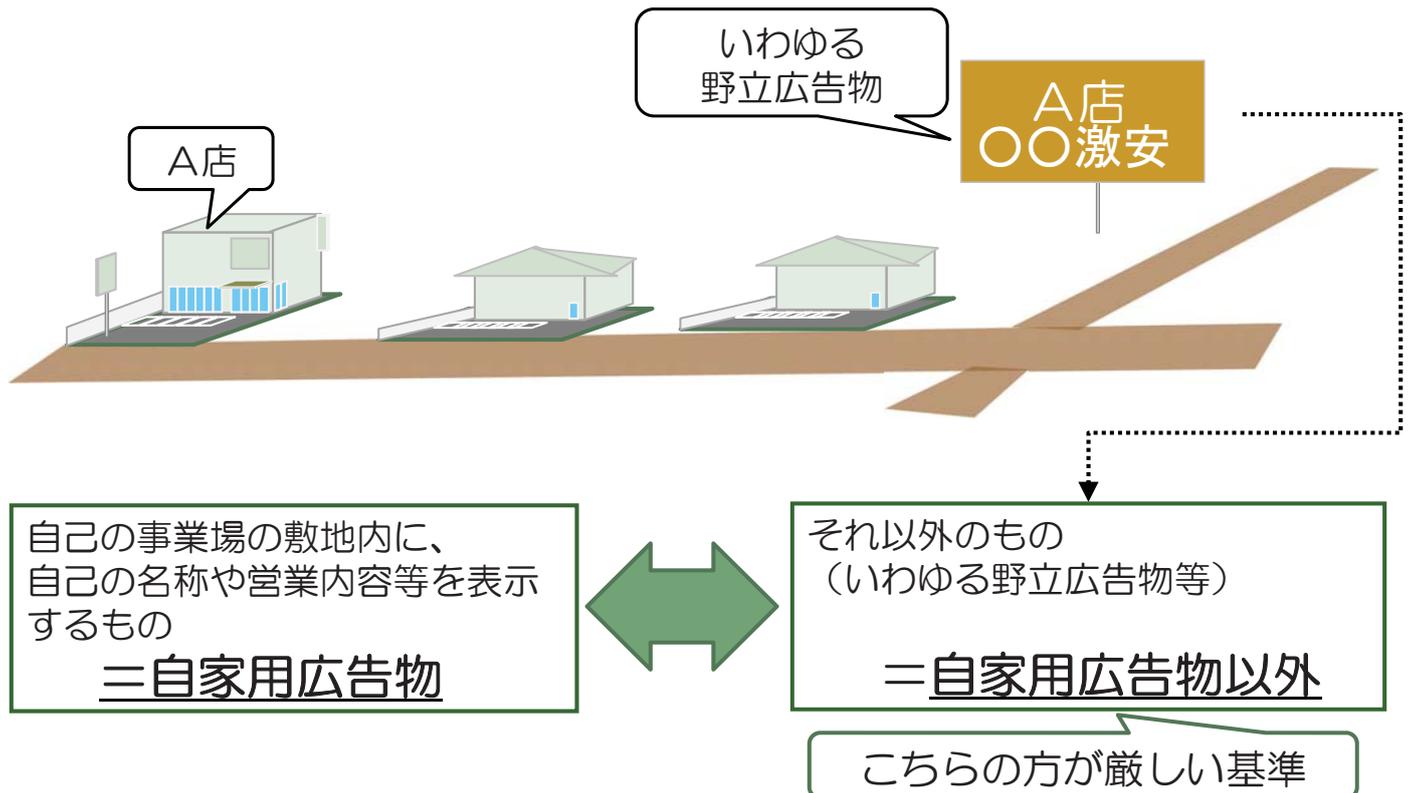
- ① 常時又は一定の期間継続して表示
 - ② 屋外で表示
 - ③ 公衆に表示
 - ④ 看板や建物などに掲出、又は表示されたものなど
- ※屋外広告物＝上記を全て満足するもの

4

自家用広告物とは？



自家用広告物以外の広告物とは？



屋外広告物を設置するには

条例の基準に適合したものである必要有

面積総量などに応じて

許可必要

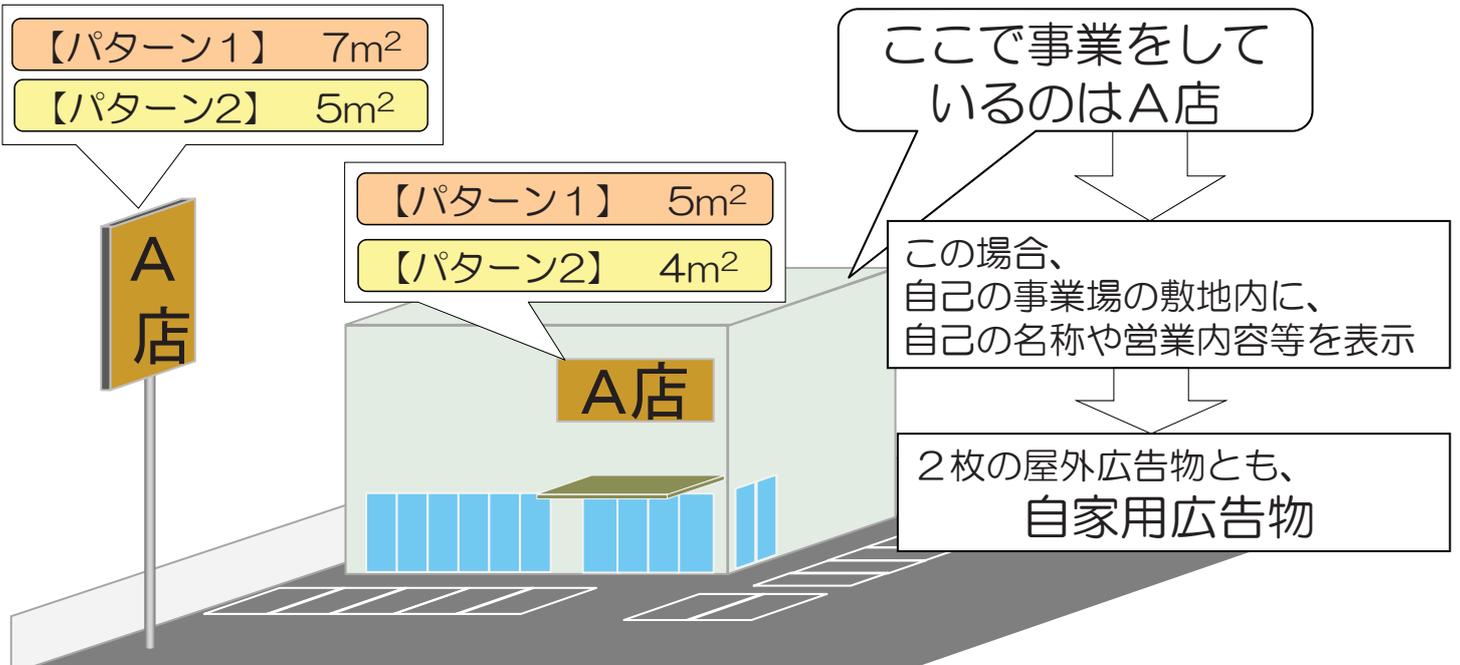
許可不要
(適用除外)

- 自家用広告物
：面積総量が10m²より多いなど
- 自家用広告物以外
：全て許可必要

自家用広告物で、
面積総量が10m²以下のものなど

7

許可不要（適用除外）の事例

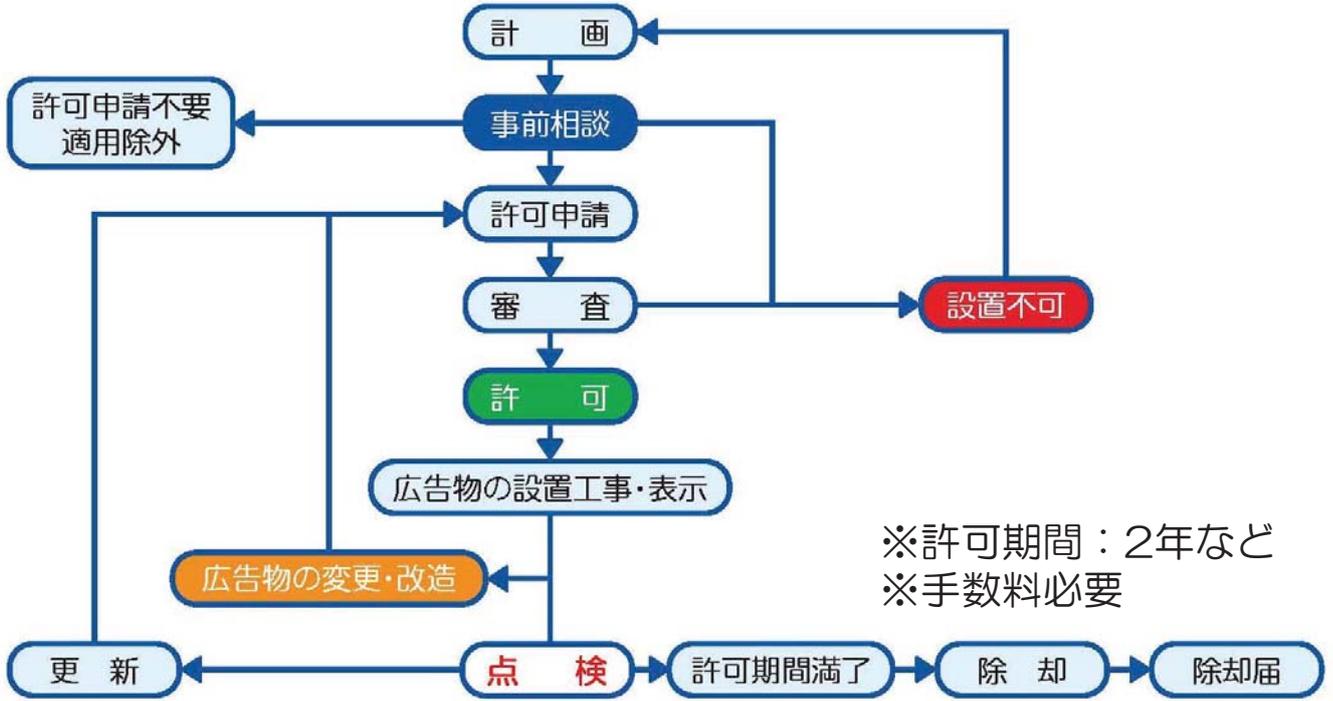


【パターン1】 面積総量 $7+5=12\text{m}^2$
 $>10\text{m}^2 \Rightarrow$ 許可必要

【パターン2】 面積総量 $5+4=9\text{m}^2$
 $\leq 10\text{m}^2 \Rightarrow$ 許可不要（適用除外）

※自家用広告物の適用除外基準は、地域により5m²の場合あり
※ // 、高さなどの基準もあり

許可申請の流れ



※許可期間：2年など
※手数料必要

○申請等の時期

- 新たに広告物を表示する場合（新規申請）：表示しようとする日の10日前まで
- 既に許可を受けている広告物を変更する場合（変更）：変更しようとする日の10日前まで
- 許可の有効期間満了後も引き続き広告物を表示する場合（更新）：有効期間満了日の10日前まで
- 広告物を除却する場合（除却）：除却後5日以内
- 点検の時期：許可の有効期間満了の日まで

規制区分について

規制区分		
厳しい 緩い	禁止地域	第一種禁止地域
		第二種禁止地域
	許可地域	第一種許可地域
		第二種許可地域
		第三種許可地域

※景観保全型広告規制地区を指定している。

屋外広告物規制図（参考図）

